

## 平成30年度第1回広島県医療審議会 会議録

1 日 時 平成30年11月15日(木) 16:00~17:10

2 場 所 県庁北館2階 第1会議室

3 出席者 別紙のとおり

4 議 題

(1) 議案第1号 地域医療支援病院の名称承認の可否について

(2) 議案第2号 病院の病床種別の変更について

(3) 議案第3号 広島医療圏北部地域における公立・公的病院の病床数の特例について

(4) 報告第1号 医療法人の理事長の選出に係る特例認可の状況について

5 担当部署 広島県健康福祉局医務課医務グループ

電話:(082)513-3056

6 会議内容

《開会等》

[16時00分、委員29名中16名が出席し、医療法施行令第5条の20第2項の規定により、会議が成立したことを確認し開会]

[健康福祉局長あいさつ]

[会長が会議録署名人2名を指名]

《会議の公開、非公開について》

[本日の議題のうち、議案第1号は公開、議案第2号、議案第3号、報告第1号は非公開とすることを決定した。]

《議案第1号 地域医療支援病院の名称承認の可否について》

会長： 議案第1号「地域医療支援病院の名称承認の可否について」、事務局から説明してください。

幹事： 議案第1号は、呉市医師会病院に係る地域医療支援病院の名称承認の可否についてでございます。最初に、地域医療支援病院について御説明します。

議案4ページの「1制度の趣旨」にあるとおり、「かかりつけ医等が第一線の地域医療を担い、これらへの支援を通じて地域医療の確保を図る病院として地域医療支援病院を医療法上位置づけるというもので、都道府県知事が地域医療支援病院と称することを承認するという制度です。

承認要件としては、①他の医療機関から紹介された患者に対する医療の提供及び他の医療機関への患者の紹介、②病床、高額医療機器等の共同利用、③救急医療の提供などの要件があります。承認されると、地域医療支援病院入院診療加算として、入院初日に1,000点が算定できることになっております。

地域医療支援病院からは、毎年県に業務報告書が提出され、承認要件を満たしているかを確認しております。承認要件を満たさなくなった場合は、「承認要件を充足するための年次計画」(2年程度の期間)を策定し、計画期間満了後も承認要件が充

足されない場合は、医療審議会で意見を聴いた上で、承認の取扱いを決定するものとされております。

1 ページにお戻りください。呉市医師会病院は、平成11年に地域医療支援病院の名称使用承認を受け、かかりつけ医からの紹介患者に対する医療の提供や、医療機器等の共同利用などを通じて、地域医療の確保を図る病院として、その役割を果たしていただいているところです。

1 ページの下段に具体的な承認要件の該当状況を列挙しております。2 ページの太枠部分「④救急医療の提供」は、平成26年度から新たに追加された要件ですが、当時、厚生労働省の検討会において、「救急医療の提供」が地域医療支援病院において重要な要素であるとされ、新たに加えられたものです。

下線部分「次の救急搬送患者の受入要件のいずれかを満たすこと」として、「救急搬送患者数を救急医療圏人口で割った数に1,000を乗じた数字が2以上であること」または「年間の救急搬送患者数が1,000以上であること」の要件を満たす必要がありますが、呉市医師会病院においては、いずれの要件も充足していない状態となっております。

呉市医師会病院においては、平成28年10月に承認要件を満たすための年次計画を策定し、救急告示病院の認定を受けるよう取り組んでこられましたが、計画期間が終了する今年度、当該認定を受けない方針に変更されました。

呉市医師会病院が地域医療支援病院でなくなった場合の地域への影響につきましては、呉二次医療圏域には他に3つの地域医療支援病院（呉医療センター、中国労災病院、呉共済病院）があり、救急搬送患者はこれらの医療機関で受入可能であること、また、呉市医師会病院への患者の紹介・逆紹介や、病院設備の地元医療機関との共同利用についても、従来通り継続する旨を呉市医師会病院から確認しており、地域医療に特段の影響はないものと考えております。

従いまして、県といたしましては、地域医療支援病院の名称承認を取り消すことが妥当であると考えております。

なお、9月に開催された呉地域保健対策協議会においても、呉市医師会病院に係る「地域医療支援病院」の名称承認の取消しの扱いについて報告されているところです。

名称承認の取消しに御異議がない場合は、承認取消年月日を平成30年12月1日として事務を進めて参りたいと考えております。以上でございます。

会長： 第1号議案について、御意見、御質問がありましたら、発言をお願いします。

委員： 異議があります。呉市医師会病院は、呉市の会員や市民のために長年、貢献してきた病院です。そして地域医療支援病院というのは、もともと医師会病院を援助するためにできたものです。オープンベッドの共同利用や紹介・逆紹介によって地域医療を確保、提供するといった中で、救急の問題が出てきたのは後からです。呉市医師会病院が最初に承認を受け、診療報酬の加算があるため、地域の基幹病院が後から、地域医療支援病院の承認を申請してきました。

呉市の救急医療体制については、呉市医師会病院の一带に一次救急の外来があり、二次・三次救急は輪番制をとっており、この形で問題なく動いております。呉市医師会病院が地域医療支援病院の救急要件を満たさなければ、呉地域の救急医療が成り立たないということではありません。ですから呉市医師会病院が二次・三次救急を行う必要がなかったわけです。ただ、他の地方で地域医療支援病院の承認を受けながら、救急をやらない病院があるのが問題となり、この要件ができたわけで、本末転倒ではないかと思えます。法的要件として満たさなければならないということであれば仕方ないですが、県知事権限があるのであれば、呉市医師会病院を地域医療支援病院として残していただきたいと考えております。

会長： 法的な規定では承認要件にそぐわないということですが、この件に関して他に御意見はございませんか。

委員： 全く賛同しております。地域医療支援病院の役割をもって呉市医師会病院が安定的に運営されていることを伺っております。呉医療圏においては理想に近い医療を行っており、その形を壊して危うさを作ることは非常に危機感を持つと考えておりますので、是非ご一考いただきたいと思えます。

委員： 色々な病院がある中で、県内の病院においてこういう議案が出るのは初めてなのでしょうか。

委員： 医師会病院についての地域医療支援病院の可否を問うというのは全国でも初めてだと思います。

委員： 多くの診療科を実施されており、診療科を精査すべきかとも思うのですが、こういった点はどのようなのでしょうか。

委員： 診療科については、呉市医師会病院は放射線科、内科、外科で成り立っております。また、在宅医療に関して、地域医療支援病院として開業医の支援を行う病院があるので、直接、一般の外来は診ず、紹介外来のみ行っています。

こうした体制で今まで問題なく動いてきていたのですが、全国的に見ると、地域医療支援病院でありながら救急を行っていない病院があり、それが問題だということで、救急要件が入ってきたわけです。地域の救急体制が成り立っていないのであれば、当然救急をやるべきだと思います。しかし呉市の場合は、一次・二次・三次が輪番制で回っており、非常にうまくいっています。平日の夕方は医師会病院の一角で急患センターとして小児科と内科の救急外来を行っております。医師会の会員が診療していますが、これは救急搬送患者としてカウントされません。地域ごとに条件があり、救急体制が確保されているにもかかわらず、数字だけで判断されるのはいかがかというのが私の考えです。

委員： 平成26年から救急医療の要件が入ったわけですが、その時は満たしていたのですか。

委員： その当時でも要件を満たしておりません。それは、呉市の一次・二次・三次救急の輪番制が、この要件と異なった形でうまく動いているからです。呉市医師会急患センターがあるが、これは医師会病院の組織ではありません。

- 委員： なぜ今になってこの問題が出てくるのでしょうか。平成26年当時に議論になっていたはずですが。
- 委員： 2年間の猶予期間があり、その間に努力しなさいということでしたが、今の救急体制でうまく回っており、呉市医師会病院が救急要件を満たすために実施する必要はないということになりました。
- 委員： 呉市の事情はよく理解できました。地域医療支援病院のアイデンティティとして、どういう形で医療に貢献していくのか。要件としては、紹介率、オープンベッド、救急医療、施設の共同利用、これが基本的な軸であり、そのうちの救急医療の要件が満たされなくなったということですね。
- 委員： そうです。後から救急要件が加わって、その要件を満たすことは呉市医師会病院としては必要ないと判断しました。
- 委員： 医療の提供としては、この要件が満たされなくても十分に貢献できるということですね。あと、経営的な問題として、地域医療支援病院の承認が取り消されると加算が算定できなくなりますが。呉市医師会病院の経営への影響についてはいかがですか。
- 委員： 本日の審議会で取消しが相当となりましたら、収入がある程度減ることになりますが、それは致し方なく、経営的に厳しくなっても、今までどおり取り組んでいくというのが、呉市医師会病院の考えです。
- 委員： 経営が困難になるようであれば、この議案は承認できませんし、地域医療支援病院の名称を継続していくように考えなければいけないと思うのですが、いかがでしょうか。
- 委員： 困難にはなりますが、すぐに経営が傾くというようなことではありません。そこについては、病院として経費削減をどのように努力していくかになります。
- 委員： お話を伺っておりますと、地域医療支援病院としての意義はわかりましたが、法律があり、承認要件を満たさない医療機関がある中で、特例という形で認めるという選択肢があるのかどうか教えてください。
- 幹事： 定量的な要件を満たさないのであれば、2年間の猶予があります。この間に改善していただくことが基本であり、要件に該当しないところに県の裁量があるかについては、ちょっと難しいと思います。厚生労働省に確認しましたところ、定量的基準があり、その基準とかなり乖離しているという現実がある中で、公平公正という観点から厳正に取り扱ってほしいと話があったところです。
- 委員： 地域医療支援病院として今まで貢献されてきたということで、承認を継続してあげたいという思いはあります。ただし、法的な観点からしっかりと議論する必要があるのではないかと思います。医療法第29条を見ますと、「承認を取り消すことができる」と記載されているので、「取り消さなくてもよい」とも読めるのですが、そのあたりの解釈を説明していただきたい。また、事務局からの説明ですと、県としては取り消す方向で考えているように感じたのですが、そうであれば、この審議会でも議論する必要があるのかと疑問を持ちました。承認を取り消さなければならない

のか、取り消すことができるということなのか、そのあたり明確に説明していただきたいと思います。

幹事： 呉市医師会病院につきましては、2年前に承認要件を満たさないことがわかった時点から、何とか承認を継続できないかということで、いろいろと知恵を絞って参りました。その中で、救急告示の認定を受けることで要件を満たすよう取り組んでいこうと進めてきたのですが、結果的にそれができませんでした。また、厚生労働省からも公平公正に対応するようとの話があったため、「取り消すことができる」という表現ではありますが、客観的に「なぜ承認するのか」、ということの説明することができないということで、やむなく取り消しをするよう判断したところでございます。

委員： 「取り消すことができる」ということであれば、「取り消さなくてもよい」という解釈も可能だと思います。地域医療支援病院の救急医療要件がないときに呉市医師会病院は承認を受け、平成26年に要件が追加され、その要件に合うように努力してくださいということは理解できます。しかし、呉では十分に救急医療体制ができている中で、呉市医師会病院が今まで担ってきた地域医療支援病院としての役割があり、呉では支障が生じていない状況があることから、知事の権限によって、地域医療支援病院の承認を継続していただきたいと思います。というのは、これまでと同じ診療をしていく中で診療報酬が減額されれば、経営的に厳しくなるのは目に見えています。今まで行ってきた地域の医療機関へのサポートがかなり難しくなってくるのは間違いないと思います。「取り消さなくても済む」というのであれば、厚生労働省に対し、県知事の方からも是非要望を出していただきたいと思います。

委員： この審議会に決定権があるのかどうか、また、この審議会のいろんな意見を聴いて知事が最終的に判断されるのかについて教えてください。

幹事： 最終的な決定権は知事にありますが、医療審議会のご意見は最大限尊重すべきものと考えております。

委員： 個人的にはこの議論を通じて、地域医療支援病院をこのまま継続していただきたいと思いますが、法律論的に、局長通知の「承認要件が充足されない場合は、医療審議会の意見を聴いた上で、その承認の取扱いを決定されたいこと」ということで、今回承認の継続を認めることができるかどうか、どこまで都道府県知事の権限があるのかを教えてください。また、この医療審議会での裁量権限があるのかということ、どこまで厚生労働省に確認したのでしょうか。

幹事： 厚生労働省の担当者への照会によるものでございます。

委員： 重大な問題ですので正確に説明する必要があると思います。解釈を整理していただいた上で厚生労働省から回答していただかないと、いくら議論しても仕方がないと思います。県として申し入れるべきだと思います。

幹事： 厚生労働省に再度確認した上で、医療審議会の意見と県知事の権限をしっかりと整理して、医療審議会での御意見が最大限反映されるよう、再度検討したいと思います。

委員： 医療を受ける側の立場からしますと、病院の経営が厳しくなるということは、それがそのまま患者に降りかかってきて、医療を受ける側にも大きな影響があるのではないかと思います。

会長： 法的な解釈が問題となっておりますが、この議案の取扱いについては、いかがいたしましょうか。

委員： この状態では採決はできず、継続審議になるのではないのでしょうか。

幹事： これまでのご議論を伺いまして、この件については継続審議という取扱いにさせていただければと思います。

会長： それでは、この件については、継続審議とさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がないようですので、当議案については継続審議といたします。

《議案第 2 号 病院の病床種別の変更について》 [非公開]

《議案第 3 号 広島医療圏北部地域における公立・公的病院の病床数の特例について》  
[非公開]

《報告第 1 号 医療法人の理事長の選出に係る特例認可の状況について》 [非公開]

会長： 本日、予定しておりました議事につきまして、すべて終了いたしました。

[以上をもって平成 30 年度第 1 回広島県医療審議会を閉会]

# 広島県医療審議会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職	推薦母体	備考
荒川 信介	広島県歯科医師会会長	広島県歯科医師会	
石井 知行	広島県精神科病院協会会長	広島県精神科病院協会	
石黒 ひかり	日本労働組合総連合会 広島県連合会女性委員会委員長	日本労働組合総連合会広島県連合会	
市川 幸子	広島県地域女性団体連絡協議会 事務局長	広島県地域女性団体連絡協議会	
猪上 優彦	広島県民生委員児童委員協議会会長	広島県民生委員児童委員協議会	
大段 秀樹	広島大学大学院医歯薬保健学研究科長	広島大学	欠席
加藤 功一	広島大学歯学部長	広島大学	
金子 努	県立広島大学保健福祉学部教授	県立広島大学	欠席
川本 ひとみ	広島県看護協会会長	広島県看護協会	欠席
神田 和幸	全国健康保険協会広島支部支部長	全国健康保険協会広島支部	欠席
木内 良明	広島大学理事	広島大学	欠席
衣笠 正純	広島県社会福祉協議会常務理事	広島県社会福祉協議会	
木矢 克造	県立広島病院院長	全国自治体病院協議会広島県支部	欠席
下森 宏昭	広島県議会議員	広島県議会	
種村 一磨	広島県医療法人協会会長	広島県医療法人協会	欠席
田中 剛	広島県健康福祉局長	広島県	
谷山 清己	国立病院機構呉医療センター院長	国立病院機構中国四国ブロック	
天満 祥典	三原市長	広島県市長会	
豊田 秀三	広島県医師会副会長	広島県医師会	
豊見 雅文	広島県薬剤師会会長	広島県薬剤師会	欠席
中本 隆志	広島県議会議員	広島県議会	
新井 法博	健康保険組合連合会 広島連合会常任理事	健康保険組合連合会広島連合会	欠席
秀道 広	広島大学医学部長	広島大学	欠席
檜谷 義美	広島県病院協会会長	広島県病院協会	
平松 恵一	広島県医師会会長	広島県医師会	
箕野 博司	北広島町長	広島県町村会	欠席
森川 家忠	広島県議会議員	広島県議会	
安武 繁	県立広島大学保健福祉学部教授	県立広島大学	欠席
吉田 隆行	広島県国民健康保険団体連合会 副理事長(坂町長)	広島県国民健康保険団体連合会	欠席